

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

A:努力します。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

A:審議会で検討されてからと考えております。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

A:減免制度は行っています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

A:法令どおり行っています。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

A:法令どおり行っています。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

A:介護サービスが必要な人には行っていると考えています。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

A:考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

A:毎週1回の配食サービスと月1回の会食を行っています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

A:現行どおりとします。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

A:現行どおりとします。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

A:障害者控除対象者認定書があれば対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

A:個別に送付する考えはありません。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

A:現行どおりとします。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

A:広域連合に従います。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

A:現行どおりとします。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

A:広域連合に従います。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

A:現行どおりとします。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

A:現行は産前を5回行っている。産後の予定はありません。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

A:医療費等の状況を考えながら保険税については検討していきます。

減免制度については、現行どおりとします。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないください。

A:現行どおりとします。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

A:現行どおりとします。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

A:現行どおりとします。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないください。

A:現行どおりとします。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないください。

A:現行どおりとします。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないください。

A:現行どおりとします。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

A:現行どおりとします。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

A:現行どおりとします。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

A:現行どおりとします。

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

A:アンケート調査を実施し、現状把握に努めます。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

A:集団がん検診時に歯周疾患検診実施

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

A:集団がん検診時に歯周疾患検診実施

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

A:国の税制施策に基づき実施します。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

A:意見書・要望書の提出は、議会事務局での対応と考えます。